

## 国税だより

### ●土地・建物や金地金を売ったとき

土地や建物などを売ったときの譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と区分して計算(分離譲渡所得)することとなり、売った金額から取得費、譲渡費用を差し引いた分離譲渡所得金額に税率を掛けて計算します。

なお、土地や建物の所有期間が、売った年の1月1日現在で5年を超えるかどうかにより、適用する税率が異なります。

このほか、金地金を売ったときの譲渡所得に対する税金は、給与所得などの他の所得と合算して計算(総合譲渡所得)することとなり、売った金額から取得費、譲渡費用のほか、特別控除額(年間50万円)を差し引いた総合譲渡所得金額を他の所得に合算して計算します。

なお、金地金の所有期間が、売った日現在で5年を超えている場合は、計算した総合譲渡所得の金額の2分の1を他の所得に合算します。

申告書は、ご自宅などから国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して作成することができ、作成した申告書は、「国税電子申告・納税システム(e-Tax)」で送信することもできますので、ぜひご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>又は  )をご覧ください。  
【国税相談専用ダイヤル】0570-00-5901 ※ナビダイヤル

### ●令和5年分確定申告の期限内納付と振替期日

令和5年分確定申告の納付期限は以下のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

また、「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税(個人事業者)」の納税は、自宅等から手続きができる「ダイレクト納付」や、金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。利用されていない方は、ぜひご利用ください。

#### 【令和5年分確定申告の納付期限と振替納税の振替日】

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和6年3月15日(金)	令和6年4月23日(火)
消費税及び地方消費税(個人事業者)	令和6年4月1日(月)	令和6年4月30日(火)

詳しくは、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>又は  )をご覧ください。  
【国税相談専用ダイヤル】0570-00-5901 ※ナビダイヤル

### ●「にせ税理士」にご注意

税理士でない人が、税務代理、税務書類の作成及び税務相談といった税理士業務をおこなうこと(いわゆる「にせ税理士」行為)は、税理士法で固く禁じられています。

所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書や決算書などの税務書類の作成や税務相談を依頼する場合は、税理士であること(「税理士証票」を携行し、「税理士会員章(バッジ)」を付けています。)をご確認ください。

「にせ税理士」へ相談することは、あなた自身に不測の損害を与えるおそれがありますので、十分にご注意ください。

「にせ税理士」の概要はこちらから確認できます。  
詳しいことは、最寄りの税務署にお尋ねください。

大隅税務署(☎099-482-0007)※自動音声案内

